



めざせ! 賢い消費者

# 伊達な くらし 入門



DATE na Kurashi manual



奥州仙台おもてなし集団  
伊達武将隊



仙台市消費生活センター

めざせ! 賢い消費者

# 伊達な くらし 入門

其の壱

其の弐

其の参

其の四

其の五

其の六

## 契約・取引の心得

契約ってなに?取引ってなに?トラブルが起きたらどうすればいいの?そんな消費生活に関わる基本的な心得を伝授します。

## 騙されないための心得 1

増え続けるネットトラブル。巧妙化する悪質・有害サイトの手口に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

## 騙されないための心得 2

ネットの世界だけじゃない。街の中にもいるんな罠が。甘い言葉やおいしい話に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

## ネット社会の心得

インターネットの便利さの裏側には知っておかなければならない危険性も。ネットを楽しく安全に使うための基本的な心得を伝授します。

## もったいないの心得

地球の資源は無尽蔵ではありません。限りある資源を大切に使い、社会の発展を持続させていくための基本的な心得を伝授します。

## 消費で世直しの心得

消費が社会を動かす力を自覚し、消費を通してよりよい社会を築いていくための基本的な心得を伝授します。

おくのほそ道  
松尾芭蕉



伊達の隠密黒腰巾組  
くの一響



伊達三傑・智の武将  
片倉小十郎景綱



伊達三傑・史の武将  
茂庭綱元



伊達三傑・武の武将  
伊達成実



慶長遣欧使節  
支倉六右衛門常長

支倉六右衛門常長



物も少なく、今とくらべれば不便なくらしをしていただわれらの時代。

じゃが、人々は物や自然を大切にし、互いにいたわりあい、こころ豊かに暮らしておった。

ところが昨今はくらしが便利になり過ぎて自然のありがたみが忘れ去られ、人心は荒廃し、悪い輩も出没しておると聞く。

そこでわれら武将隊が、そんな時勢を正すために、伊達六十二万石に伝わる「伊達なくらし」の心得を伝授して進ぜよう。

新しい時代をつくっていくのはそなたたちじゃ。

いまから教えるこの心得を肝に銘じ、悪い輩につけ入る隙を与えず、天下や環境をおもんばかる賢い消費者となり、千代つづく、よりよき世を築いていくのじゃ。

仙台藩初代藩主

伊達政宗



奥州仙台 おもてなし集団  
伊達武将隊



# 其の電

## 契約・取引の心得

契約ってなに？取引ってなに？  
トラブルが起きたらどうすればいいの？  
そんな消費生活に関わる基本的な心得を伝授します。

## 知っておきたい用語解説

### 消費者

お金を支払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」といいます。

### 契約

契約は買う人(消費者)と売る人(事業者など)が「何をいくらで売買するか」合意したときに成立します。契約書があるときだけでなく、口約束でも契約は成立しています。日常的な買い物も契約のひとつです。契約が成立すると、契約に基づいた権利・義務が生じるため、基本的には一方的な都合で取り消すことはできません。

※有効に成立した契約を勝手にやめると「違約金」や「損害賠償」などを請求される場合もあります。

### 未成年者の契約

親の同意なく未成年者が行った契約は取り消すことができます(未成年者取消権)。ただし小遣いの範囲で行った契約や「成人である」とウソをついた場合など、取り消しできないこともあります。

※事業者にウソを書くようにそのかされた場合には取り消しできません。

### 【成年年齢が20歳から18歳に】

2022年4月に成年年齢が引き下げられ、18歳になると親の同意がなくても高額な契約やローン・クレジットの契約もできるようになりました。一方で、保護されていた未成年者取消権がなくなるため、悪質業者のターゲットになってトラブルに巻き込まれることが懸念されています。

### クーリング・オフ

契約はいったん成立すると一方の都合でやめることはできません。しかし不意打ち的に勧誘を受け、冷静に考える余裕もないまま契約をしてしまう場合もあるため、それを救済するために設けられた制度が「クーリング・オフ(=頭を冷やして考える)」です。この制度を使うと、一定の期間内であれば、一方的な意思表示のみで契約の解除ができます。ただし自分から店に向かい購入した場合や自分から電話やインターネットで申し込むなどの通信販売の場合には適用されません。わからない時は早めに消費生活センターに相談しましょう。

### 消費者基本法

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を目的に定められた法律です。条文の中では、安全が確保される権利、選択の機会が確保される権利、必要な情報が提供される権利、教育の機会が確保される権利、意見が政策に反映される権利、被害が救済される権利といった、消費者の権利が明記されています。またその権利を自分たちで守るために、学び、調べ、意見を言うなどの自立的な活動が求められています。

### 消費者契約法

一般的に消費者と事業者との間では、情報の質や量、交渉力の格差があり、そのため消費者が不利な立場に立たされることも少なくありません。「消費者契約法」は、そういった場合に消費者の利益を保護することを目的に定められた法律です。事業者が事実と違うことを言ったり、消費者にとって不利になる事実を告げないなどの不適切な勧誘方法によって結んだ契約については、消費者が契約の意思表示を取り消すことができるよう定めています。また消費者の利益を不当に害する契約内容についても、それを無効とすることで、消費者の利益の保護を図っています。

### PL法

消費者保護のために製造者の責任を定めた法律の一つ。製造物責任法の略。製品の使用中、製品の欠陥により消費者が生命、身体、または財産に損害を受けたとき、製造者の賠償を受けられるという法律です。

### 特定商取引法

訪問販売や通信販売、電話勧誘販売など、消費者トラブルが起こりやすい取引の種類を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールを定めた法律です。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止するとともに、消費者の利益が保護されています。

### 消費者庁

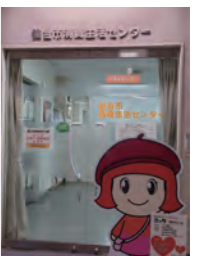
消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援などの基本理念ののっとり、消費者が主役になる社会の実現に向けて活動している国の行政機関。各省庁や国民生活センター、地方自治体などと連携して、法律や制度にもとづいて、消費者を支え、守る仕事に取り組んでいます。

### 消費生活センター

消費者の保護を目的とした、都道府県や市町村の行政機関で、仙台市の消費生活センターは定禅寺通りの141ビル(三越定禅寺通り館)の5階にあります。専門の相談員が、商品やサービスの契約トラブルなどのご相談を受け、解決に向け助言やあっせん等を行っています。

〈仙台市消費生活相談ダイヤル〉

☎022-268-7867(なやむな)



マスコットキャラクターさっち

「武士に二言はない!」。  
有効に成立した契約は、一方的に  
取り消せないものと心得よ!





# 知っておきたい用語解説

## 迷惑メール

ユーザの同意なしに勝手に送られてくるメールを「迷惑メール」と言います。「SPAM (スパム)」とも呼ばれます。多くは商品の広告宣伝や、出会い系・アダルトサイトなどへの勧誘を目的に、一方的に無差別大量に送られてくるものですが、中にはウイルス感染や詐欺などを目的に送られてくる悪質なものもあり、「架空請求メール」や「ワンクリック詐欺メール」も、そのような悪質なメールのひとつです。そのようなメールを受け取らないようにするためには、利用しているメールソフトやプロバイダ、携帯であれば各携帯電話会社が提供している「フィルタリング」サービスを利用して、このようなメールを自動的に振り分ける設定しておくことが第一です。その上で、

- ① メールアドレスは推測されにくいものにする
- ② 迷惑メールには返信しない、読まずに削除する
- ③ 掲示板やブログ、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等で不用意にメールアドレスを公開しない
- ④ オンラインゲームやショッピングサイトなどの登録には、メインで使っているメールアドレスは使わない
- ⑤ 登録した覚えのないメールや不審なメールに書かれているリンクはクリックしない
- ⑥ 不審なメールは開封しない

といったことを、日頃から注意することが大切です。

## 出会い系サイト・マッチングアプリ

交際相手などを見つけるための活動をオンラインでサポートするサイトやアプリのこと。気軽に利用できる一方で、本人確認が難しく、本来の目的以外で近づいてくるケースもあり、犯罪に巻き込まれるなどの問題が発生することもあります。リスクを避けるために、安易に個人情報を提供しないようにしましょう。

## オンラインゲーム

ゲーム機やスマートフォンなどで、だれでも気軽に楽しむことができるオンラインゲーム。しかし、無料だと勘違いして遊んでいたら、高額な利用料になっていたというトラブルが増えています。たとえ、「無料」をうたっているゲームであっても、「アイテムは一部有料」などとなっている場合が多く、全てが無料で利用できるわけではありません。またスマートフォンなどから利用する場合には、別に通信料がかかる場合もあります。

### 【△注意】

ゲームに限らず、占いや音楽、小説など「無料」をうたい文句にしたサイトを利用する際には、全てが無料だと思込まず、有料コンテンツが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかをしっかりと確認しましょう。

## ワンクリック請求

ホームページに貼られたバナーや、大量に送信される勧誘メールに書かれているアドレスなどから、リンクをクリックしただけで「登録が完了しました」「料金をお支払いください」などのメッセージが突然表示され、料金を請求する悪質な手口です。コンテンツの多くはアダルトサイトや出会い系サイトのため、アクセスした人の後ろめたさにつけこんで料金を払わせようとする。そもそも契約についての十分な説明と利用者の明確な意思表示なしに契約が成立することはなく、サイトにアクセスしただけでこのような請求をされても法的に無効なので、料金を支払う必要はありません。また、中にはアクセスした人のメールアドレスやIPアドレスを表示して「個人情報取得したので支払わないと法的措置を取る」といったメッセージで不安にさせて支払いを迫ることもあります。実際にはこれらの情報から個人情報が割り出されることはありません。逆に驚いて連絡をとってしまうと、そこから自分の連絡先を知られてしまい、しつこく請求されることもあるので、このような画面が出てきても無視することが鉄則です。最近では不正プログラムを自動的にダウンロードさせて、請求画面が消えないようにしてしまうものや、スマートフォンなどから非公認のアプリをインストールさせて個人情報を抜き取り、架空請求に悪用するというような手口も増えています。

## 電子マネー

電子マネーとは、現金を使わずに、お金 (金銭的価値) を電子データにかえて、商品やサービスの支払いに使用するものです。ICチップにお金をチャージ (入金) して使用する商業系・交通系のICカードと、コンビニなどで購入して使うID番号のあるカード型ギフト券の2種類があります。電子マネーは上手に使えばとても便利ですが、よく理解せずに利用するとトラブルにつながってしまう可能性もあります。利用するときはメリットだけでなく、注意点もよく理解して使うことが大切です。

### 【△注意】

特にカード型ギフト券の電子マネーはID番号がわかればカードがなくても誰でも使えることから、ワンクリック請求の手口に悪用されるケースが増えています。番号を教えることはお金を渡すことと同じです。業者に購入を指示されたら詐欺を疑いましょう。

## フィッシング

大手通販サイトや宅配便を装ったメールやSMSが届き、偽のサイトへ誘導され、クレジットカード番号、アカウント情報 (ユーザーID、パスワードなど) などの個人情報を盗まれたり、不正なアプリをインストールさせられたりする手口のことです。メールやSMSが本物かどうか迷った場合は、公式サイト等で真偽を確認しましょう。また、提供元が不明なアプリはインストールしないようにしましょう。



契約した覚えのない一方的な請求は「無視」するのが鉄則！相手に連絡するのも絶対にダメ！

# 騙されないための心得

増え続けるネットトラブル。巧妙化する悪質・有害サイトの手口に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

伊達なくろ心入門

# 其の貳





## 知っておきたい用語解説

### デート商法

デート商法とは、異性に対する恋愛感情や好意につけこんで、宝石や絵画などの高額商品を販売する悪質商法のことです。恋人商法と呼ばれることもあります。きっかけは電話アンケートや出会い系サイトなどが多く、男女問わず10代～20代の若者が被害にあう例が多いようです。デート商法はいきなり商品の販売を始めるわけではなく、業者は消費者と仲良くなったり、信頼を得たりすることから始めます。その間に、業者の販売員に好意や恋愛感情を抱いてしまう人が多いのです。そして、好きな相手から商品の購入をすすめられ、断りきれず、相手のためにも思い契約したのに、実は自分の気持ちを利用しているだけだった…という悲しい結末に至ります。商品を買わないと相手の気持ちが離れてしまうのではないかと心配になることがあるかもしれませんが、相手が本当にアナタのことが好きなら、商品を買わなかったくらいで気持ちが離れることは無いはず。このような被害にあわないためには、「見知らぬ相手からの誘いには応じない」「商品の購入をすすめられてもハッキリ断る」「被害にあったらすぐに相談する」といった心がまえを持つことが大切です。おかしいと思ったら大人の人に相談しましょう。

### マルチ商法

販売組織の会員になって商品やサービスを販売して利益を得たり、他の人を会員になるよう勧誘して加入させることで紹介料を得たりする仕組みで、ピラミッド式に販売組織を拡大させていく商法です。「ネットワークビジネス」と説明されることもあります。マルチ商法自体は違法ではありませんが、消費者トラブルにつながるケースが多く、特定商取引法で「連鎖販売取引」と呼ばれ、厳しく規制されています。「簡単にお金が儲かる」と甘い言葉で誘われて加入しても、実際に儲かるのは組織の上部にいる一部の人だけで、借金や商品の在庫を抱える結果になることも多く、利益をあげたいばかりに知人や友人を強引に勧誘し、人間関係が壊れてしまうこともあります。いくら親しい人から勧誘を受けても、このような危ない誘いはキッパリ断りましょう。最近はブログ、SNSなどを使って勧誘、販売する方法も見られるので注意が必要です。

### キャッチセールス

繁華街などの路上で、「アンケートに答えてほしい」「〇〇に興味ありますか」「無料体験やっています」など呼び止め、販売目的を隠して近づき、喫茶店やお店に連れて行き、断りにくい雰囲気させて、その場で強引に高額な商品やサービスを契約させる販売方法です。またその場では商品の契約をせず、連絡先を聞き出して会う回数を重ねてから契約を勧めるデート商法に発展する可能性もあります。このようなトラブルを避けるためには、「路上などで声をかけられても、軽々しく

ついていかない」「ついて行ってしまっても、いらぬ物はいらぬとハッキリ断る」といった勇気を持つことが大切です。

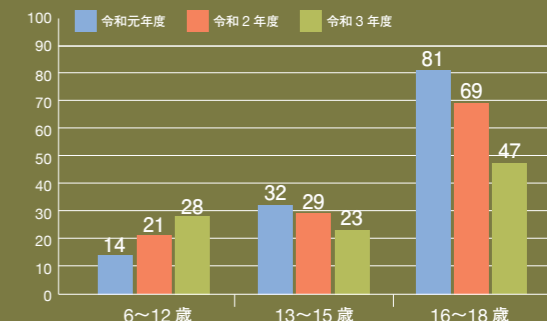
### アポイントメントセールス

業者が電話やハガキ、メールなどを利用して、「抽選に当たったのでプレゼントを取りに来てください」といった甘い言葉で、販売目的を隠して事務所やお店などに誘い出し、本来の商品を勧誘する行為をアポイントメントセールスといいます。主に若者をターゲットとしており、エステ、化粧品、教材、絵画、アクセサリなどを売りつけてきます。「遊びにおいて」「買わなくてもいいから」などと言われて軽い気持ちで出かけていくと、突然、不意打ち的な勧誘を受け、契約をさせられてしまいます。最近では出会い系サイトやSNSを利用して販売目的を隠して異性に近づき、言葉巧みに店へ誘い出す、デート商法的なアポイントメントセールスも増えているので注意が必要です。

このような商法は一定の要件を満たせばクーリング・オフができる場合がありますので、早めに仙台市消費生活センターに相談しましょう。

### 仙台市消費生活センターに寄せられた青少年のトラブル相談状況

〈青少年のトラブル相談状況〉



令和3年度に仙台市消費生活センターに寄せられた契約トラブルなどの相談は5,265件です。そのうち18歳以下の相談件数は101件で、前年度相談件数121件と比べて20件減少しています。

中学生の相談内容はスマホ関連が多い!

中学生の相談内容で多くを占めるものが、スマートフォンを使った「オンラインゲームの高額請求」(6ページ参照)やSNSの広告を見て化粧品やサプリメントなどを購入した「インターネットショッピングの定期購入」に関するトラブル(10ページ参照)です。

# 其の参

## だま 騙されないための心得

ネットの世界だけじゃない。街の中にもいろんな罠が。甘い言葉やおいしい話に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。



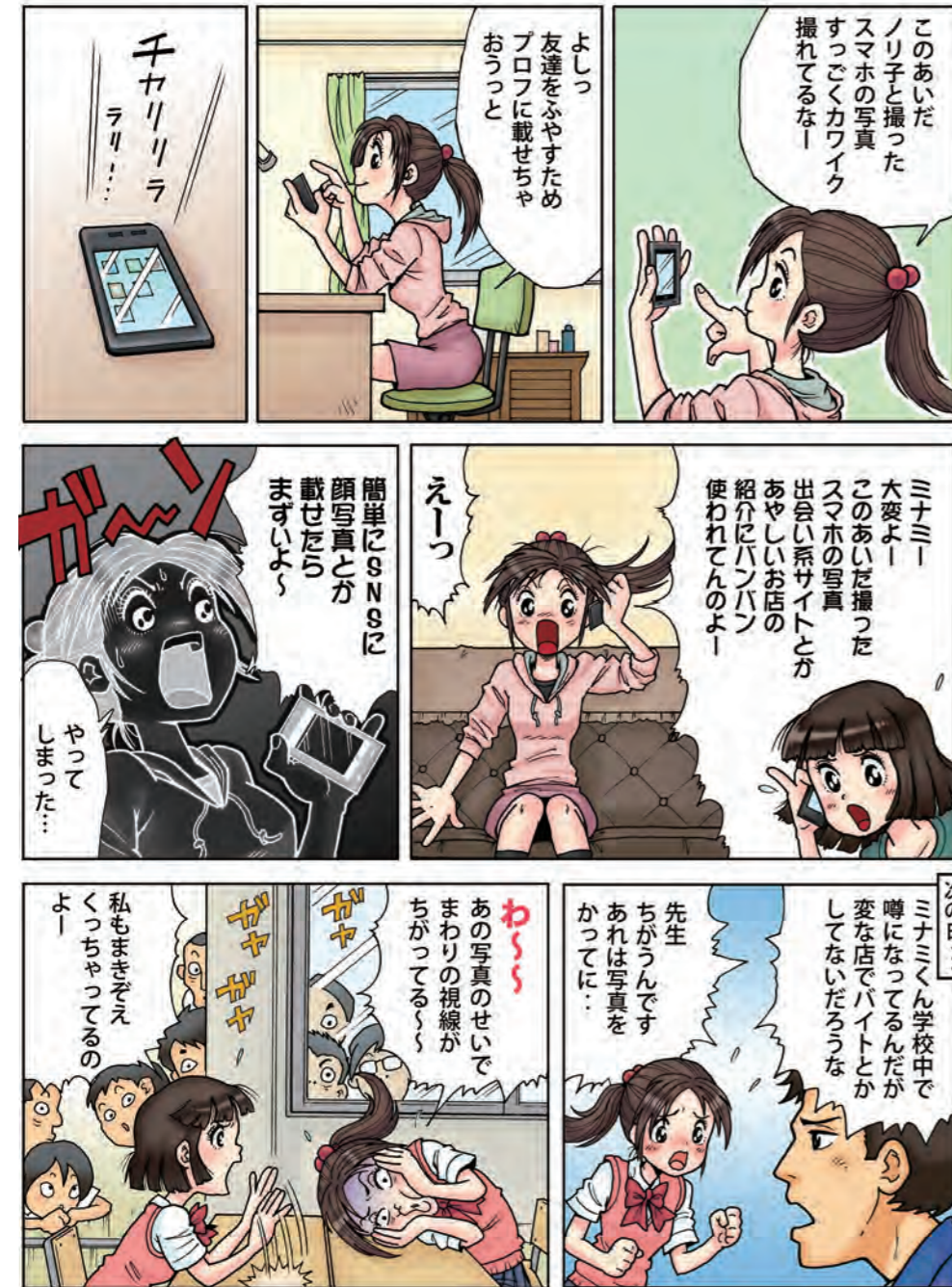
甘い言葉に騙されてはダメ! おいしい話には裏がある。 怪しいと思ったら「断る勇気」も大切!





# 其の四 ネット社会の心得

インターネットの便利さの裏側には知っておかなければならない危険性も。ネットを楽しく安全に使うための基本的な心得を伝授します。



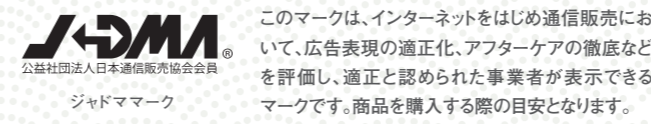
「壁に耳あり障子に目あり」。善悪混淆のネットの世界では、個人情報扱いは慎重にせよ！



## 知っておきたい用語解説

### インターネットショッピング

インターネットを使って買い物をする事です。ネットを見て品物を選び購入ボタンを押すと、宅配業者が商品を届けてくれます。音楽配信のようにデータやソフトをネットで入手できるものもあります。インターネットショッピングには、24時間いつでも買い物ができる、検索機能を使い複数のサイトで商品の価格やサービスと比較できるなどのメリットがある一方、「届いた商品が思っていたものと違っていた」「お金を払ったのに商品が届かない」「1回だけ買うつもりが定期購入だった」というトラブルもあります。インターネットでショッピングをする際は、そのようなデメリットがあることもよく考えて、信頼のできるお店を選びましょう。



### インターネットオークション・フリマアプリ

インターネットを使って個人や企業が自由に商品を出品したり、出品した商品を不特定多数を対象に競売にかけたりする仕組みです。誰でも簡単に利用できる手軽さと、店頭にはない掘り出し物が探せること、欲しい商品を競り落とす楽しさなどから人気を集めています。一方で、代金を支払ったのに商品が届かない、届いた商品が不良品だったなどのトラブルも増えています。利用する際は、購入の前に支払い方法やサイト事業者が提供している出品者の評価などをよく確認することが大切です。

### フィルタリング

元々の意味は濾過(ろか)すること。条件にあわせてフィルターを設定することで、情報を絞り込むことを言います。インターネットで閲覧するページに有害なものがないかを判断しアクセスを制御することを「ウェブフィルタリング」と言い、携帯電話でも同じようなサービスが提供されています。また迷惑メールやウイルスメールを選別して、削除したり受信拒否する機能もフィルタリングの一つです。

### 著作権・肖像権

文章・音楽・写真・絵などのあらゆる創作物には、それを作った人に「著作権」という権利があります。また人は誰にでも、本人の承諾なしに無断で写真やビデオに撮られたり、それらを無断で公表されたり、利用されたりすることのできないよう主張できる「肖像権」という権利があります。これらを使用する場合は、原則的に許諾が必要なことを覚えておき、インターネットで情報発信する際は、この2つの権利を侵害していないか注意しましょう。

### セキュリティ

インターネットの世界では、様々な情報が入っているサーバやパソコンがつながって巨大なネットワークをつくっています。ただネットにつながっているのは、親しい友人などだけではありません。残念ながらネットを悪用して不特定多数の人に攻撃をしようとたくらんでいる人にもつながっているのです。ネット上での攻撃には、ウイルス、迷惑メール、不正侵入などがあり、様々な被害も起きています。そのような被害にあわないために対策を取ることがインターネットのセキュリティです。ネットを利用する際は、悪意のある第三者に狙われる危険性があることを知った上で、適切な対策をして、安全にインターネットを楽しみましょう。

### コミュニティサイト

共通する興味や関心を持つ人たちが集まり、交流できるサイトのこと。SNSやゲームサイトが主で、掲示板やチャット、ブログなどの機能を使って、コミュニケーションが楽しめます。仲間同士で交流が深まったり、知り合いが増えたりといった良い面もたくさんありますが、心ない書き込みで傷つき傷つけてしまう、といったことも少なくありません。また軽い気持ちで載せた顔写真や個人情報を悪用されるトラブルも発生しています。ネットで個人情報を公開するのはとても危険です。ネットで親しくなった相手に個人情報を教えることもやめましょう。最近ではコミュニティサイトで仲良くなって商品の勧誘をする手口や、事件に巻き込まれる例も増えています。顔の見えないネットの世界ではいい人に思えても、相手の本当の姿は分かりません。実際に会おうと誘われた場合でも断るのが賢明です。

### 災害用伝言ダイヤル・災害伝言板

大きな災害が発生すると電話が被災地に集中し、つながりにくくなります。そのような場合に備えて「災害用伝言ダイヤル」や「災害伝言板」というサービスがあります。「災害用伝言ダイヤル」は、「171」に電話をかけることで、安否状況を音声で録音・再生することができます。「災害用伝言板」

は、携帯電話のインターネットサービスを使って、文字で安否状況を伝えることができます。どちらも説明に従って簡単に操作できるようになっていますが、災害時に初めて利用するとうまくいかないものです。毎月1日、15日には体験利用ができるので事前に操作に慣れておくと安心です。



# 其の五

## もったいないの心得

地球の資源は無尽蔵にあるわけではありません。限りある資源を大切に使い、社会の発展を持続させていくための基本的な心得を伝授します。

## 知っておきたい用語解説

### 持続可能な社会

環境を壊すことなく社会の発展性を維持していける、バランスの取れた社会を目指すという考え方です。これまで私たちは様々な資源やエネルギーを活用して、経済の発展と豊かな暮らしを追求してきました。しかし地球上の資源には限りがあります。このままでは、私たちの暮らしを支える資源は枯渇してしまいます。また、石油などの化石燃料を燃やすと二酸化炭素を排出し、これが地球を温める温室効果ガスとして地球温暖化を引き起こす原因と考えられています。さらに、物を簡単に捨ててしまうなど、資源の無駄づかいやごみ問題が環境へ悪影響を及ぼしています。一方で、資源やエネルギーを極端に制限してしまうと、私たちの暮らしは成り立たなくなり、経済の発展は難しくなります。そこで、これまで私たちが豊かな暮らしのみを追求してきたことを反省し、限りある資源を有効に活用しながら、環境と調和の取れた社会の発展を目指すという「持続可能な社会」という考え方です。

### 3R

私たちが日常生活で消費するさまざまな製品は、つくるときも、ごみとして処分されるときも、限りある資源やエネルギーを大量に使い、環境に負荷を与えています。そこで最近ではみんなが「物の使い捨ては環境にやさしくない」ということに気づき、ごみを減らし、環境に配慮した生活をしようとしています。そんなエコライフを実践するためのキーワードが、「Reduce (リデュース) ごみの発生を減らす」「Reuse (リユース) 繰り返し使う、再利用する」「Recycle (リサイクル) 資源として再び利用する」の3つの頭文字をとった「3R (スリーアール)」という考え方です。

#### エコライフのためのキーワード

<b>Reduce</b>	<b>Reuse</b>	<b>Recycle</b>
リデュース	リユース	リサイクル
ごみを減らす	繰り返し使う	資源として活用する

### 循環型社会

限りある資源を持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことです。私たちはいま豊富な物に囲まれた快適な生活をしています。しかしそのような快適な生活が、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を生み出してしまいました。このままでは日本はごみであふれてしまいます。そこで、このような社会のあり方を根本的に変えて、地球から採取する資源をできるだけ少なくし、リサイクルなどを進めて有効に使うことで、廃棄されるものを最小限におさえる社会へ変えていこうというのが「循環型社会」という考え方です。このような社会を実現していくためには、国や企業だけではなく、私たち一人ひとりが自分の生活を見直す必要があります。できるかぎり無駄な商品は買わない、ひとつのものを長く使うことで、生産や消費を抑えてごみを減らす、廃棄処分する場合には分別を行い、再生できるものは資源として再利用するなど、まずできることから始めることが大切です。

### 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックは軽くて加工しやすく丈夫なことから、私たちの生活のいろいろなところで使われていますが、生ごみや紙と違い、どんなに小さくても、分解されずに自然界に長くとどまり続けます。ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが雨風により河川を通じて海に流れ出ること、海を汚し、生き物たちが傷つけられ、漁業に被害を与えるなどの問題を起こしています。プラスチックを全く使わずに生活することは難しいですが、まずは使い捨て(ワンウェイ)プラスチックをなるべく使わないなど、できることから始めてみませんか。

### 食品ロス

最近ニュースなどでもよく目にする「食品ロス」は、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。世界的な問題であり、日本でも年間約522万tの食品ロスが発生しています。日本国民1人当たり換算すると、毎日お茶碗約1杯分(約113g)のご飯を捨てている計算です。買い物をするときは使い切れる分だけ購入したり、外食の際は食べきれない量を注文するなど「モッタナイ」を意識して、日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移すことが大切です。

### 1人1日 65グラムの減量に挑戦!

仙台市では、ごみの減量とリサイクルを進めるための目標を設定し、市民の皆さんにごみの減量と分別を呼び掛けています。皆さんが出す家庭ごみは、1人1日400g以下が目標です。令和3年度は1人1日当たり465gだったので、皆さん一人ひとりが1日65gずつ減らすことが、目標達成のカギです。おやつに食べたお菓子の紙箱やプラスチックの容器・包装を、「雑がみ」や「プラスチック資源」に分別したり、食事を残さず食べるなど、毎日の小さな積み重ねが大きな力になります。あなたも友達や家族と一緒に、ごみ減量に取り組んでみませんか?



ワケルくん

分別が足りぬ。「捨てればごみ、分ければ資源」を心がけ、もっと環境を大切にしようのじゃ!





# 其の六

## 消費で世直しの心得

消費が社会を動かす力を自覚し、消費を通じてよりよい社会を築いていくための基本的な心得を伝授します。

## 知っておきたい用語解説

### 消費者市民社会

消費が社会に与える影響力を自覚し、その力を使って、社会をよりよい方向に変えていこうという考えです。私たちが何かを購入することは、それがいいという意思表示であり、それを提供している事業者を選択したとも言えます。これは自分の意志を表明する「投票」と似ています。投票が集まった商品は、さらに生産されるようになり、次にどのような商品が作られるかに影響を与えます。つまり、私たちの消費行動は、社会を動かす力を持っているのです。あなたの使うお金には、誰かを幸せにする力があります。例えば、環境に配慮した商品を選ぶことは地球環境を考える企業を育て、地元で採れた野菜を買うことは、地元の農家を応援することにつながります。このように、私たちの消費行動によって、社会がよりよい方向に改善されていくのです。そのためには、私たち消費者一人ひとりが、自分の幸福だけでなく、家族や地域、地球全体のことに意識を向けた消費行動をすることが大切です。

### フェアトレード

日本では開発途上国で生産された日用品や食品を安価で買うことができますが、その商品を生み出すために、現地の生産者への支払いや労働者の賃金が低く抑えられていたり、小さな子が学校にも行けずに働かなければならなかったりという問題が起っています。買う側には見えませんが、安さを維持するために、最も弱い立場の人たちが不当な扱いを受けている現実もあるのです。「フェアトレード(公平貿易)」とは、そういった状況を改善するために、途上国で作られたものを、適正な価格で継続的に取引することによって、立場の弱い途上国の生産者や労働者の生活改善を目指すという取り組みです。



国際フェアトレード認証ラベル

### エシカル消費

人や社会・環境に配慮して消費する行動を「エシカル(倫理的)消費」といいます。環境に配慮する「エコ消費」、開発途上国を支援する「フェアトレード」、地域活性化につながる「地産地消」など、お金の使い方によって社会を良い方向に変えていこうとする考えです。東日本大震災をきっかけに、買い物によって被災地を支援する「応援消費」への関心が広がりました。これもエシカル消費のひとつです。誰によってどのように作られたのかということや、消費するだけでなく生産から廃棄までの過程にも目を向け、考えて商品を選択することが消費者市民社会にもつながります。

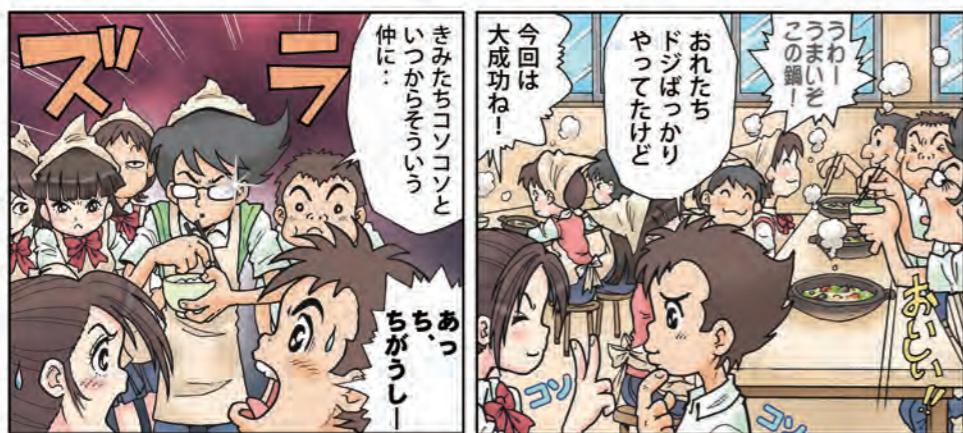
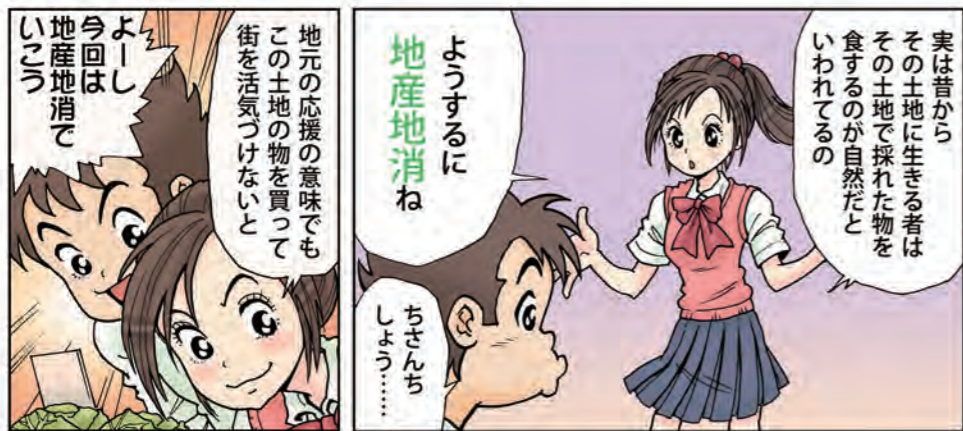
### SDGs

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことです。「誰一人取り残さない」という理念のもと、経済、社会環境をめぐるさまざまな課題に国際社会全体で取り組むため、2030年の達成を目指して17の目標と169のターゲットが定められています。消費生活に関連する「目標12 つくる責任 つかう責任」では、資源を無駄にしないこと、廃棄物の削減・再利用・再生利用を進めること、食品ロスを削減することなどに取り組んでいます。「エシカル消費」もSDGsの達成に役立つ消費行動です。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



消費とはその商品への「投票」じゃ。どのような社会を望むか？ 即ちそれが商品選びにも関わってくるのじゃ!!





# 伊達なくらし十箇条

- 一、「契約」とは武士の「約束」と心得よ。
- 一、怪しいサイトには近寄るべからず。  
怪しいメールは開くべからず。
- 一、身に覚えのない一方的な請求は無視すべし。  
連絡も取るべからず。
- 一、フィルタリングで守りを固めよ。
- 一、個人情報の扱いには用心すべし。
- 一、「タダより高いものはない」。おいしい話には裏がある。
- 一、怪しい誘いは断る勇気を持つべし。
- 一、一人で悩まず、親か先生、  
仙台市消費生活センターに相談すべし。
- 一、足るを知り、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を心がけよ。
- 一、消費の力を賢く使い、よりよい天下を築くべし。

## 消費者教育ウェブ教材 「伊達学園」も見てみよう！

「伊達学園」では、年代ごとの学習コンテンツで消費者トラブルの対処法などを学べます。  
DVD「伊達な暮らしをいざ伝授!開校!伊達塾」も掲載しています。



伊達学園 仙台

検索



困ったときは、ひとりで悩まず早めに相談!

## 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階  
TEL.022-268-7040 FAX.022-268-8309

仙台市消費生活相談ダイヤル 022-268-7867  
消費者ホットライン 188 (局番不要)

協力：仙台市教育委員会

